

議案第 6 号

富津市消防長の任命資格を定める条例の制定について

富津市消防長の任命資格を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令（平成 2 1 年政令第 2 0 4 号）が施行されたことに伴い、消防長の任命資格を定めるため、条例を制定しようとするものである。

富津市消防長の任命資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号。以下「政令」という。）第1条第2号及び第10号の規定に基づき、消防長の任命資格について定めるものとする。

(任命資格)

第2条 政令第1条第2号及び第10号の条例で定める職は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）別表第1一般職給料表職務の級が7級の職とする。

2 政令第1条第2号の条例で定める期間は、2年とする。

3 政令第1条第10号の条例で定める期間は、3年とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。